

岩倉市安全安心カメラ設置指針

1. 指針の目的

安全安心カメラについて、犯罪の防止を図るとともに、市民等のプライバシーの保護を図るため、その設置の基本的な考え方等についての留意すべき事項について定める。

2. 安全安心カメラ設置の基本的考え方

市が設置する安全安心カメラは、岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例に基づき、犯罪の防止の観点から、通行量、周辺環境等を考慮した上で効果的であると考えられる場所に設置する。また、設置にあたり、防犯効果を維持しつつも撮影範囲に含まれる居宅等のプライバシーの確保のため画角等の配慮を行うものとする。

3. 安全安心カメラ設置の手続きについて

安全安心カメラの設置にあたり、安全安心カメラ管理責任者は、次に掲げる手順をとるものとする。

- ① 安全安心カメラ管理責任者が管理する施設等以外にカメラを設置しようとする場合、当該施設等の管理者の了解を得ること。
- ② カメラの撮影範囲及びその周辺に居住する者に対し、当該カメラの設置について周知するとともに、意見を聴くこと。

4. 安全安心カメラ設置の表示等

安全安心カメラを設置している旨の表示は、当該表示による防犯効果も考慮したものとする。また、市内各所に安全安心カメラを設置していることの周知に努めるものとする。